

## 名古屋市教育委員会定例会

令和7年7月22日  
午後3時00分  
教育委員会室

### 議 事

- 日程1 令和8年度使用教科用図書の採択について（採択第1号）  
日程2 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について  
（議案第6号）

### 出席者

杉 浦 弘 昌 教育長  
栗 生 万 琴 委 員  
山 本 久 美 委 員  
中 谷 素 之 委 員  
園 田 理 委 員  
南 田 あゆみ 委 員

教育次長始め、事務局員14名 ※傍聴者4名

（杉浦教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、栗生委員、南田委員がオンラインでの出席であります。

教育委員が全員出席し、定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

本日は、私が教育長に就任して初めての定例会となりますので、議事に入る前に一言ご挨拶申し上げたいと思います。

改めまして、7月4日付で教育長拝命いたしました杉浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長に任命されてから2週間あまりが経ったところでございますが、教育行政の抱える様々な課題の多さ、そしてその困難さと責任の重さに、身が引き締まる想いでございます。

一方でそれをしっかりと乗り越えて、教育長としての務めを果たしていかなければならないという意気込みと強い使命感を感じているところでございます。

私、教育行政を進める上で、一番大切なことは、教育委員会の職員全員が一丸となって、一体となって、この教育行政を担っていくことが大変大事であるというふうに思っております。中でも教育委員の皆様と、しっかりと情報共有

をして、意見交換をして、議論を積み重ねていくということが大変大事なことになるというふうに思っております。

そのことに私自身、最大限、意を払ってまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ぜひ皆様方のそれぞれのお立場とご経験から、忌憚のないご意見、ご指導賜ればというふうに思っておりますので、重ねてよろしく願いしたいと思います。

私は次の世代を担う子ども達に、最もよい教育を提供できるように、教育長として最大限努力をし、誠心誠意全力で努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事の方に入ってまいりたいと思います。

本日の案件は、採択が1件、議案が1件となっております。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

日程第2「名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について」は、名古屋市教育委員会会議規則第6条第1項第2号「附属機関等の委員の任命又は委嘱に関する事」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

会議録につきましても、日程第2につきましても、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉浦教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(杉浦教育長)

それでは、日程第1、採択第1号「令和8年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

まず、傍聴の方も含め、ここにおられる皆様にはお願いですが、本議案に関しましては、県の指導により、採択結果は8月31日まで非公開となっております。また、採択などに関わる会議録、資料等につきましても、同様の取り扱いとなりますので、その旨ご理解の上、本日知り得た内容につきましても、ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

なお、この会議開催前に、本日ご参加の教育委員に、教科用図書の採択に直接の利害関係がないことを確認しております。

それでは、初めに、小学校・中学校用教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明をお願いいたします。

(畑生義務教育課長)

まず初めに、小学校と中学校用の教科用図書につきまして、説明をさせていただきます。

お手元の資料1、PDFで2ページ目にありますけれども、令和8年度使用教科用図書採択基本方針をご覧ください。

これは4月の定例会の際にお認めいただいたものになりますけれども、2ページ、3ページに記載されております愛知県の採択基準につきましては、当時まだ基準が定まっていなかったものですから、4月の段階では、令和7年度のもの、それから令和5年度のことを参考でお示しをしてご審議をいただきましたけれども、令和8年度のもので、県の方から通知がありましたので、資料として改めて添付しているものでございます。

教科用図書につきましては、いわゆる教科書無償措置法等、また、同施行令におきまして、4年間同一のものを使用するというような規定がございます。

今ご覧いただいております県の採択基準でございますと、採択にあたって準拠すべき事項の1と2の部分に、小学校において使用する教科書の採択について、種目ごとに、令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること、2のところ、中学校について、令和7年度使用教科書と同一のものを採択することという規定がございます。

つきましては、昨年度、小学校、中学校ともに、昨年度採択を行った小学校・中学校用の教科用図書と同一のものを採択することを考えてございます。具体的には、資料を3ページおめくりいただくと資料2「令和8年度使用教科用図書一覧表」がございます。この1から3ページのとおり採択をさせていただきたいというふうに考えてございます。

なお、文部科学省から送付されました、令和7年度使用教科用図書目録に、現在名古屋市が使用している全てのものが掲載されているということを確認できておりますので、令和8年度の供給に支障がないことを申し添えさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(杉浦教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(杉浦教育長)

特にご意見もないようですので、令和8年度使用小学校・中学校用教科用図書につきましては、4月定例会で決定した採択基本方針のとおり、今年度使用している発行者のものを引き続き採択するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)  
異議なし。

(杉浦教育長)  
ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(杉浦教育長)  
次に、特別支援学校、特別支援学級用の教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明をお願いします。

(濱田特別支援教育課長)  
それでは、まず初めに特別支援学校についてご説明をいたします。資料3をご覧くださいと存じます。

特別支援学校におきましても、小学校・中学校と同様に、昨年度採択を行いました特別支援学校小学部・中学部用教科用図書は、令和7年度と同一のものを採択することになっております。

高等部産業課では、資料3の1④の一覧にありますように、知的障害者用に編成されました一般図書等も含めまして、生徒の実態に合わせて各校で選定しております。

続きまして、特別支援学級用教科用図書について説明をいたします。特別支援学級で使用いたします教科書につきましては、各校におきまして、教科用図書の調査研究しており、その報告を集約しております。集約をした結果が、資料3の2となります。小学校・中学校、或いは、特別支援学校小学部・中学部で採択をされました教科用図書のいずれかを使用するという希望が出ております。児童生徒の実態に合わせて、採択をしてみたいと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(杉浦教育長)  
それでは、今の説明につきまして、特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級用教科用図書について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(杉浦教育長)  
特にご意見もないようですので、令和8年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書につきましては、各学校から採択希望が資料として出されておりますとおりの採択するという事ですのでよろしいでしょうか。

(各委員)  
異議なし。

(杉浦教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(杉浦教育長)

続いて、高等学校用教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明をお願いします。

(瀬川高等学校教育課長)

それでは、高等学校用教科用図書について説明をさせていただきます。

まず令和8年度使用の高等学校用教科書目録につきましては、全教科合わせて737種769点掲載されております。今回、市立高校14校からは総数で358種373点の教科用図書の採択希望が挙げられております。

採択の流れにつきましては、4月の教育委員会で既にお示ししておりますので、ここでは、教科用図書採択について、具体的に行いました手順について、資料をもとにご説明いたします。

なお、令和4年度からの高等学校では新教育課程が始まっておりますので、令和8年度使用は、各教科の部分的な改訂であるということを申し添えさせていただきます。

なお、公平・公正な教科用図書採択を行うために、教科用図書の執筆・編集に携わった教員は、各学校における研究協議会に関与しないこととしております。

詳細につきましては、担当よりご説明申し上げます。

(鈴木高等学校教育課指導主事)

青いファイルを引き続きご覧ください。こちらのファイルは、採択希望の教科用図書を決定する際に用いました資料を集めたものです。順を追って説明をさせていただきます。

採択希望の教科用図書を決定するにあたり、まず、教科ごとに、各校から代表者1名を招集し、現在出版されている教科用図書それぞれの特徴について情報を共有し、研究協議を行う「教科研究会」の名称を、教育委員会の4月定例会でいただいた意見をもとに、「教科研究会（各校の評価代表者による）」と変更して開催いたしました。その際に、協議用資料として教育委員会が作成したものが、お手元の資料1-1となります。

黄色の付箋がついたページをご覧ください。こちらは、出版社より文部科学省に提出されている編集趣意書からの情報や、前年度までの教科用図書採択において出された意見等を統合し、各教科用図書の特色を各教科・科目ごとに教育委員会がまとめたものとなります。この資料をもとに、各校の代表が研究協

議を行い、その成果を各校に持ち帰ることで、より充実した教科用図書採択へとつなげていきます。

教科研究会終了後、各学校では、教科ごとに十分な協議を行い、その後、学校全体で、全職員による教科用図書研究協議会を行いました。その結果を教育委員会に報告したものが資料1-2となります。

赤色の付箋がついたページをご覧ください。このページには、菊里高校の国語科について、採択を希望する教科用図書が使用学科、出版社、書名、研究内容の順に記されております。研究内容の欄には、各校において検討を行った際に、その教科用図書を採択希望教科用図書とするに至った理由ともいえる特色が記されています。

次に、表の右端にあります新・継・連の別について説明させていただきます。一番上の段の、現代の国語は、1年新となっておりますので、昨年度とは異なる教科用図書の採択を新たに希望していることを表しております。また、上から3段目の、論理国語は2年継、3年連となっております。2年継とは、前年度採択した教科用図書と同じ教科用図書の採択を希望していることを表しております。それに対して3年連とは、第2学年のときに購入した教科用図書を第3学年も連続して使用することを表しております。

令和8年度使用教科用図書は、令和6年度教科用図書検定に合格した、主として低学年用において使用される改訂版の教科用図書と、改訂版ではない現行版の教科用図書が掲載されているため、改訂版を採択することもできますし、改訂版ではない現行版を採択することも可能です。

令和6年度をもちまして、全日制課程の高等学校は3学年全てで新しい教育課程となり、令和7年度使用教科用図書は、ほとんどが継または連となっておりますが、令和8年度使用教科用図書は主として、低学年で使用される改訂版の教科用図書を使用できるため、新が増え、137種142点の改訂版の教科用図書の採択希望が挙げられております。採択希望教科用図書について、資料1-2の採択希望教科用図書研究報告書をもとに、学年別一覧にし、教育委員会に提出されたものが、採択希望教科用図書一覧、資料1-3となります。

青色の付箋がついたページをご覧ください。菊里高校1年生より順に、全校全学科の採択希望教科用図書一覧表が綴じられております。

最後に、資料1-4に関わって、今年度は教科書展示会で、市民の声として、ご意見を13件いただきました。全てのご意見は青ファイルに記載してございます。

以上、資料1-1から資料1-4に関しましてご説明をさせていただきました。これらの資料をもとに、ご審議をよろしくお願いいたします。

(杉浦教育長)

説明が終わりましたのでこの件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたら

らお願いします。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。

高校の教科書採択に関しては、高校の独自性、それぞれの個性に応じてかなり広範な採択がなされているということで、今年も資料1-3のところに挙げていただいたものが、最終的に各学校で選定された内容だというふうに理解しました。

基本的なことからまず1点ですが、同じ学校の中で、科によって、或いは学年によって採択が変わるっていうことはあるのでしょうか。

それが先程の新が増えるということにも繋がってくるかなというふうに思うので、全体の割合というか、その傾向というか、そのあたりをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

(瀬川高等学校教育課長)

学年によって教科書が変わるということはもちろんございます。ですので、新という形で採択をした学校が、割合につきましては今回、全体で41%程度が新規の採択希望の教科書というふうになっていると把握しております。

(中谷委員)

既にご説明いただいたところで恐縮なのですが、その新になるというのが、時期的なものなのかどうかということですね。すいません説明いただいたのですが、ちょっとその中だけではわからなかったものですから。今回新が増えた、その理由というのがどういうものであったか、もう一度。

(瀬川高等学校教育課長)

今年度、主に1年生が使う教科書が検定で各出版社改訂になりましたので、1年生の教科書については、従来のものも選択できますし、改訂した新しいものの選択ができる。ただ教育課程が新しくなってから一定年数が経って、それぞれの出版社も、状況を踏まえてより改善をしていって改訂版を出しておりますので、各学校どうしても改訂版を選ぶ学校が多くなり、新の割合が、先程お伝えしたような状況になっているというふうに理解しています。

(中谷委員)

教科書会社さんの改訂の時期が今年になって、それが1年生が使うので、だったら改訂版を使う方がよいという。教科書の出版社さんのタイミングと、1年生のタイミングがあるのでということですね。

(瀬川高等学校教育課長)

高等学校は、毎年、今年は1年生の改訂を採用する年で、来年は2年生の教科書が改訂される年、その次は3年生ということで、学年ごとに毎年改訂する教科書が変わってきますので、今年は1年生の改訂となっています。

(中谷委員)

現在は令和8年度1年生の教科書のためってことですね。わかりました。ありがとうございます。

すいませんもう1点だけ。初めに説明いただいたところで、教科研究会で各学校より1名の代表の教科の先生に出ていただく。その先生がおそらくまとめをいただいている方の1人だと思いますし、その後教科研究協議会で教科用図書を各学校で全教員が、お目通しいただいて、その上で選んでるという、そういう2段階で選ばれてるということは説明いただいて、その名称も少し触れていただきましたように新しくわかりやすくなったのかなというふうに思いました。

その上でなんですが、資料1-1の教科書研究報告書というのと1-2のも、採択希望教科用図書研究報告書というのが、これがそれぞれ今ご説明いただいた順に対応してるかどうかというの、このタイトルだとちょっとわからないのかなというふうに思いました、その研究協議いただいた会名の名称なり、何とか会報告書とか、そういうふうに区別していただく方が、これですと結局名称が4つ出てきてしまって、どこがどう対応するのかわからないということになると思うので、今回、微修正いただいたところに併せて、もう一度そこも調整するといいいのかなというふうに思いました。

(瀬川高等学校教育課長)

ご指摘いただきましたように、わかりやすい形で修正を検討させていただきたいと思います。

(杉浦教育長)

資料1-2というのは、教科用図書研究協議会で報告がこういう形で上がってきたと、そういうことですよね。

(瀬川高等学校教育課長)

はい、おっしゃるとおりです。

(杉浦教育長)

その辺のことがわかるようにタイトルをつけていただくと、わかりやすくなると思います。

(瀬川高等学校教育課長)

承知いたしました。

(粟生委員)

高校の教科書採択が初めての経験なので前提の確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

小学校と中学校というのは、共通で、国語なら国語の教科書を選んだらそれが全校にということだと思のですが、高校の場合は普通科、工業、商業等、各専門高校があると思うのですが、その場合でも例えば国語を選んだ場合、共通化されるものなのでしょうか。もしくは個別高校ごとにそもそも選べるという基本条件でやってらっしゃるのでしょうか。教えてください。

(瀬川高等学校教育課長)

高等学校につきましては、それぞれの学校ごとにおきまして、生徒の状況や、教育目標、スクールポリシーなどを踏まえてそれぞれが選択をしているところでありまして。ですから、全ての学校が同じ教科書を使っているということではございません。

(粟生委員)

となると、我々教育委員として、各高校が希望してきた、継続とか入れ替えの新とかについて、さっき表を拝見したのですが、個別に高校ごとに我々も教科書を理解して選ぶという作業が必要という理解でいいですか。

(瀬川高等学校教育課長)

実際にはそれぞれの学校が、選択をして上げてきているのですが、専門性の高い内容という形にもなりますので、状況等について公平性の観点であるとか、妥当性というようなそういったことが担保されているかということ、教育委員会の中でしっかりと確認をいただいて、採択をいただいているというそういった流れになっているというふうに理解しています。

(粟生委員)

なるほど。例えば私とかだと、情報とか英語とかだと見れるのですが正直、公共とか社会とかって、あんまり専門性がないので見れないっていう状態があります。

であれば情報系とか倫理とか、英語系だったらいいのかなと思ってたのですが。すみません、中谷委員が一番先輩なので確認したいのですが、小中より高校の方が我々、教科書を見る量としては、ボリュームが大きいということな

のか、もしくはもう高校にある程度裁量があるので、先生側がかなり研究して、この教科書希望とか、OKとかNGを出されているので、高校に関してはそんなに作業量が多くないということなのか、小中と比べてどうかという、過去の経験を教えていただけないですか。

(中谷委員)

自分が答えるのもあれですけど。ただ、先程委員室に膨大な教科書がありまして、そちらを委員の皆さんと一緒に見たりして、全てもちろん検定を通過しているものですので、こういう経緯で、というのがこの文書にもあるので、それを読んで目を通して理解するという作業かなというふうに思います。

義務教育の場合はもっと集中的にかなりインテンシブに同一的に選ぶっていう、その作業の違いかなという理解ですが。

(瀬川高等学校教育課長)

今、ご説明をいただきましたように、高等学校の場合は307種類全ての教科書の採択になりますので、全ての教科書を全て確認をするということも、現実になかなか難しいかなというふうには思っております。

いくつか個人ではなく学校全体で選択ができているという、そういった手続きはしっかりと行っておりますので、その妥当性であるというか、公平性というところを委員会のところ、しっかりと確認をいただいて採択いただければというふうに思っております。

(栗生委員)

ありがとうございます。

基本的にはやっぱり高校さんごとに、先生達もよく選んでらっしゃるので、ということですね。理解しました。

(南田委員)

先程のご説明からの質問の回答で概ね理解できました。それで、意外と新規が多いなと思っていたのですがけれども、先程の説明から推測するに、同じ教科書の出版社とか同じ出版社の出しているものの改訂版が今年が多かったので、新が多くなっていて、基本的には今まで使っているものを継続して使うというような学校さんが多いという理解で正しいでしょうか。

(瀬川高等学校教育課長)

今、ご指摘いただきましたとおり、教科書を使用していて生徒に合わない場合は改訂する、他の教科書に変えるということはもちろんありますが、基本的には、従来の形のものを引き続き採択することが多いというふうに理解してお

ります。

(杉浦教育長)

南田委員よろしかったでしょうか。

(南田委員)

はい。了解しました。ありがとうございます。

(杉浦教育長)

他にいかがでしょうか。

(南田委員)

そういう意味では、出版社とかも新しく変えられた学校さんというのはあるのでしょうか。改訂版ではなく、従来使っているものでもないものに変えられた学校さんっていうのはあるのでしょうか。

(瀬川高等学校教育課長)

種類のところが今何部かというところまではお伝えできないのですが、実際にそれぞれの従来使っていた教科書から違う教科書に変えたという学校もいくつかございます。

(南田委員)

はい。了解いたしました。

(杉浦教育長)

それでは他にご意見もないようですので、高等学校用につきましては、それぞれの学校の特性ですとか、生徒の実態に即したものを、調査研究していただいておりますので、資料1-3に、各校の採択希望の一覧がまとめられておりますけれども、この一覧にあるとおり、各校の希望に合わせて、令和8年度使用教科用図書として、採択を決定してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉浦教育長)

はい、ありがとうございます。ご異議なしと認めそのように取り扱いをさせていただきます。これにて採択第1号「令和8年度使用教科用図書の採択について」を、終了いたします。

なお、傍聴の方も含め、ここにおられる皆様に再度お願いをいたします。令和8年度使用教科用図書採択に関しましては、県の指導により、採択結果は8月31日まで非公開となっております。採択などに関わる会議録、資料等につきましても、同様の取り扱いとなりますので、その旨ご理解の上、本日知り得た内容につきましては、ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

日程第2については非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時45分終了